平成２３年（フ）第９８６号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目３番23―202号
債務者　寺田　幸平
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１８４号
札幌市北区新琴似６条９丁目６番９号、申立時の住所札幌市北区新琴似６条９丁目６番８号
債務者　竹下　麻見
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２２４号
北海道千歳市花園７丁目３番８号
債務者　小林　慎弥
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６４号
札幌市北区屯田８条９丁目８番14号　クレメントＢ棟２号
債務者　國分千香子（旧姓相馬・岸本）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４０４号
札幌市手稲区前田４条14丁目10番22号
債務者　藤田　辰幸
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４０８号
札幌市北区屯田５条12丁目１番15号　パークひまわりＡ号
債務者　佐々木政義
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４０９号
札幌市北区屯田５条12丁目１番15号　パークひまわりＡ号
債務者　佐々木美津子（旧姓北原）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４１９号
札幌市白石区本通５丁目北２番37号　木戸マンション202号
債務者　石栗　佳浩
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４９４号
札幌市白石区川下３条５丁目２番４―404号
債務者　三澤　幸男
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６号
北海道上川郡剣淵町元町30番２―１号
債務者　安達　健一
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第１３０号
群馬県伊勢崎市田部井町１丁目1030番地20
債務者　松島　宣行
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１８２号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1543番地１　ダイアパレス県立女子大前1311号
債務者　木本　信之
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１８４号
群馬県前橋市山王町93番地７
債務者　桒原　香織
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１９８号
群馬県渋川市赤城町栄34番地
債務者　小鳥　和美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２０１号
群馬県渋川市北牧819番地２
債務者　白井美代子（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２０７号
群馬県伊勢崎市市場町１丁目305番地９
債務者　岩本　　潤
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２０９号
群馬県前橋市荒牧町938番地２　立石貸住宅
債務者　石崎千可雄
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
前橋地方裁判所